

5 福薬業発第 5 4 4 号
令和 6 年 3 月 2 5 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 岸田 義博

大学教員による実務実習施設の訪問について

平素より、本会業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、薬学教育協議会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和 5 年度文部科学省における「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究」において、大学と実習施設との連携について課題が整理されました。大学教員の訪問は、訪問そのものが目的ではなく、学生の学修状況や健康状態の把握、実習施設との連携等の目的のもとに行われています。別添資料をご確認いただき実務実習において指導薬剤師、学生ともに不利益が生じないよう必要な対応をお願いいたします。

つきましては、ご多忙かとは存じますが、貴会受入施設及び認定実務実習指導薬剤師へご周知いただきますようお願い申し上げます。

令和 6 年 3 月 18 日

大学教員による実務実習施設の訪問について

一般社団法人 薬学教育協議会
病院・薬局実務実習推進委員会

令和 5 年度文部科学省大学における医療人養成の在り方に関する調査研究において、大学と実習施設との連携について課題が整理された。令和 9 年度までの実務実習を行う際には現行の「薬学実務実習に関するガイドライン」に基づき、令和 10 年度からは「臨床における実務実習に関するガイドライン」に基づく実習の実行をお願いするとともに、第 23 回新薬剤師養成問題懇談会（令和 5 年 2 月 5 日開催）の議論を踏まえ、以下の対応を取り入れていただくようお願いいたします。

1. 背景

- 薬学教育 6 年制課程の実務実習実施にあたり、大学教員による実習施設の訪問について、平成 18 年 3 月に開催された第六回薬学教育改革大学人会議アドバンスワークショップにおいて「実習期間中に少なくとも 3 回は訪問」することが提案されて以来、多くの大学によって実習期間中に 3 回の訪問が実施されてきた。
- その後、薬学教育モデル・コアカリキュラムの改訂に伴い策定された薬学実務実習に関するガイドライン（平成 27 年 2 月 薬学実務実習に関する連絡会議）及び臨床における実務実習に関するガイドライン（令和 5 年 12 月 薬学教育協議会）（以下「ガイドライン」という）には「適時の施設訪問」と記載されている。
- ガイドラインには実習施設の訪問回数を規定しておらず、学生担当教員が実務実習の状況把握をする方法として、施設訪問の他、Web システム、メール、面談等多様な手段を提示している。

2. 課題

- 挨拶や定期訪問、学生への面談などは Web を使うなどして、訪問不要の場合は省くなどすると、大学、実習施設双方の負担軽減につながるのではないか。
- 実習施設と確実に情報共有している大学とそうでない大学が幅広く確認された。

3. 対応

- 実習の進捗やトラブルの有無、大学と実習施設との連携体制の深浅や距離等を勘案し、実習施設への訪問回数に捉われず、オンライン会議システム等適切な連絡手段の利用により、大学と実習施設の連携や学生のフォローを柔軟かつ十分に行う。
- 大学教員は実習施設の訪問にあたり、訪問すること自体を目的とするのではなく、ガイドラインに基づき実習の進捗状況や学生の健康状態、薬剤師による指導内容を把握し、形成的評価や円滑な実習の実施に必要な対応を行う。